仕　　様　　書

1　事業名

多賀城跡ガイダンス施設前における自動販売機設置事業

2　設置目的

来場者の利便性向上及び熱中症対策を目的として、自動販売機を設置する。

3　設置場所

(1) 名称　多賀城跡ガイダンス施設（以下「設置施設」という。）

(2) 所在地　宮城県多賀城市市川字立石３番地の２

4　設置設備及び条件等

(1) 設置設備

ア　飲料用自動販売機

イ　使用済容器回収箱（以下「回収箱」という。）

ウ　電力計測用子メーター

エ　耐震対策（転倒防止板等）

(2) 設置台数

ア　飲料用自動販売機　１台

イ　回収箱　１箱

(3) 取扱商品

ア　飲料（水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等、利用者の嗜好に幅広く対応できるような品揃えとする。）

イ　その他協議により決定した商品

(4) 設置機種の条件

ア　誰もが使用しやすいデザインの自動販売機とすること。

イ　消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機やノンフロン対応機など、環境に配慮した自動販売機とすること。

ウ　周囲景観の美観、風致を損なわない外観の自動販売機にすること。

エ　回収箱

令和８年度においては回収容器の設置は不要とする。

ただし、令和９年度以降に本市が自動販売機の利用状況、周辺施設の環境美化、衛生管理その他施設運営上の必要性を考慮し、回収箱の設置が必要と判断した場合は、設置事業者は本市の指示に従い回収箱を設置することとし、適切に維持管理を行うこととする。

オ　その他

自動販売機は、飲料用自動販売機に加えて食品及び物品自動販売機も可能であるが、各品目販売に必要な許認可等の免許を有していること。

(5) 設置条件

ア　設置事業者は、設置する自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を機器本体に明示すること。

イ　設置事業者は、自動販売機を設置する際に専用のコンクリートブロック等を敷き、地面に直接穴を開けないようにするとともに、できる限り設置施設の躯体に負担が掛からない方法で自動販売機に耐震対策（転倒防止板等）を施すこと。

ウ　設置事業者は、自動販売機に計量法に基づく使用電力計測用の証明用電気計器（子メーター）を設置すること。

エ　設置事業者は、設置する自動販売機に将来回収箱を併設すること。

オ　自動販売機、回収箱等の設置場所は、商品補充やメンテナンス作業を含め、来場者の通行等に支障とならないよう配慮すること。

(6) 運営条件

ア　設置事業者は、本事業の実施により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させることはできない。

イ　設置事業者は、飲料等自動販売機の設置、製品等の補充、自動販売機に係る衛生管理、保守管理、故障時の対応、修理業務、廃棄物及び使用済容器の回収並びに処分又はリサイクル、金銭管理、清掃等の管理運営に必要な一切の維持管理業務を行うこと。

なお、維持管理に要する作業内容や作業時間等については、事前に協議の上、設置施設の運営に支障の来たすことのないよう十分に注意すること。

ウ　回収箱の資源等は週１回以上（休館日を除くものとし、設置後の利用状況を見て回数を調整する。）回収し、回収した容器は関係法令等に基づき適切に処分又はリサイクルを行うこと。

エ　衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守し、徹底して安全を図ること。

オ　設置した自動販売機の機種を変更する場合は、事前に協議の上、了承を得ること。

カ　事業期間が終了したときは、設置事業者が自動販売機を撤去し、原状に回復すること。

5　費用負担等

(1) 設置・運営費用

設置事業者は、自動販売機設置・運営及び原状回復に係る一切の費用を負担すること。

(2) 電気使用料実費徴収金

電気料金は、設置事業者において自動販売機と共に設置する証明用電気計器（子メーター）管理による従量制とし、市が指定する方法により毎月納入すること。

(3) 使用料

自動販売機の設置に係る使用料については、市が指定する方法により年度ごとに納入すること。

(4) ロケーションマージン

設置事業者は、協定書で定める有効期間内における年度ごとに、売上代金の一部を、市が指定する方法により納入すること。

6　暴力団排除措置に関する事項

(1) 当該契約の履行に当たり、暴力団等による不当要求又は妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。

(2) 上記(1)により警察へ通報を行った場合には、速やかにその内容を書面により報告すること。

(3) 暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、協議すること。